

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第12回（定例会）

署名人 山城達彦

教育長 山城良嗣

開催日時 令和5年（2023年）10月11日（水）

開会 午後1時25分

閉会 午後2時49分

開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、稲森恵子副参事、幸地英子主幹、上原晃仁主任主事

（施設課）上原聡課長、山川智史主幹、中村竜大主幹、照屋清人主査

（市民スポーツ課）島袋久美子課長、富名腰史之副参事

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学校給食課）牧野成人課長、我喜屋綾子所長

（教育研究所）上原理也主幹、山田義海主幹

【市民文化部】渡慶次一司部長、加治屋理華副部長

（文化財課）上原清美課長、渡久山和史主幹、上原亮主査、江上輝学芸員

議事日程 ※日程2及び3は非公開案件。ただし、日程2については委員の委嘱後に公開。

1 報告1 教育長職務代理者の指名について【総務課】

2 議案第24号 那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について【文化財課】

3 議案第25号 令和5年度那覇市一般会計第6号補正に関する意見書について【総務課】

山城教育長 ハイサイ 時間となりましたので、進めて参ります。安里委員を迎えての最初の教育委員会会議となります。令和5年度第12回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が2件、報告1件となっております。議事録の署名は山城委員にお願いいたします。

それでは、報告1「教育長職務代理者の指名について」、説明をお願いします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、別紙のとおり教育長職務代理者を指名したので報告いたします。内容については、担当課より説明いたします。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づきまして、教育長職務代理者として、教育長が予め指名をするということになっておりますので、その指名についてのご報告でございます。教育長職務代理者の任期につきましては規定上の定めはございませんので、任期は教育長が新たに別の委員を職務代理者と指名するまでの期間となります。詳細は担当よりご説明いたします。

山城教育長 お願いします。

幸地主幹 よろしく申し上げます。それではお手元の参考資料の2ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとあり、教育長の職務を代理する方を、教育長が委員の中から指名することとなっております。これまで教育長職務代理者でありました本仲範男委員の任期が令和5年10月4日で満了となりましたため、10月5日以降の新たな教育長職務代理者の指名を行う必要がありました。新たな教育長職務代理者として、この度、教育委員として任命されました安里恒男委員の指名がございましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。なお、非常勤の教育委員である教育長職務代理者が直接事務局を指揮監督して事務を行うことが困難である場合も想定して、事務の一部を事務局の部長に委任、または臨時に代理させることができる規定もございます。それにより、教育行政の停滞を防ぐという事を考えております。説明は以上となります。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。総務課、補足説明をお願いします。

平良課長 今回の指名につきましては、令和5年10月5日付で指名を行っているところです。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 それでは、報告1「教育長職務代理者の指名について」は、終了といたします。あ

りがとうございました。

続けて議案のほうに入りますが、ここで会議の非公開について語りたいと思います。議案第24号は人事に関する案件のため、又、議案第25号は予算に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。但し、議案第24号の会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第24号及び議案第25号を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 それでは議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について」を議題といたします。市民文化部長 渡慶次部長、お願いします。

渡慶次部長 まず提案のご説明をする前に、お配りしておりました資料のほうに、一部誤りがございまして、訂正させていただきました。お手元に、改めて配付いたしております。大変、申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、提案理由をご説明させていただきます。議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について」でございます。識名園の保存活用計画を策定するにあたり、那覇市文化財保護条例第4条の規定に基づき、那覇市文化財調査審議会委員を委嘱する必要があるため、この案を提案いたします。尚、詳細につきましては、文化財課担当から説明させていただきます。

山城教育長 文化財課、お願いします。

上原課長 文化財課 上原でございます。ご説明させていただきます。まず、今、部長からもありましたとおり、文化財調査審議会委員の委嘱につきまして、訂正がございますので、差し替え資料1ページ、2ページで説明を差し上げたいと思います。

まず訂正箇所ですけれども、差し替え資料2ページをご覧くださいませでしょうか。今回、新たに委嘱を予定しております12番目の永松義博氏の任期でございます。永松氏の任期につきましては、既に委嘱されております11名の委員の任期が令和6年2月8日ということで、同日までの任期としておりました。資料3ページをご覧くださいませでしょうか。資料3ページに文化財調査審議会の根拠規定となる那覇市文化財保護条例を抜粋して掲載しております。那覇市文化財保護条例第4条第3項において委員の任期は2年となっております。そのことから永松委員の任期を令和5年10月25日から令和7年10月24日までに訂正させていただいております。申し訳ございませんでした。

では、改めまして文化財調査審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。資料

の3ページをご覧ください。文化財保護条例第4条第1項及び第2項で文化財について、調査審議する文化財調査審議会を委員12人以内で設置し、委員は教育委員会が委嘱する旨を定めております。今回、今年度から開始する識名園保存活用計画の策定にあたり、新たな委員として1名の委嘱を行います。委嘱を行うのは、永松義博氏でございます。永松氏は南九州大学の名誉教授でいらして、専門は庭園史、本市に所在する識名園、伊江殿内庭園など庭園についても研究をされております。今回、永松氏に委嘱を行うことで、文化財調査審議会は12名の委員で構成されることになり、識名園保存活用計画について十分に審査、審議できるものと考えております。以上が、議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について」のご説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま文化財課のほうから説明がありましたが、この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 教えていただきたいんですが、この文化財調査審議会というのは、今回は、この識名園のことを主に、これから計画を策定していくようですが、普段はどういった審議にあたっているんですか。

山城教育長 はい、お願いします。

上原課長 これまでの実績でご説明させていただきたいと思います。直近で申しますと、那覇市文化財ガーナ森の指定の一部解除について諮問を行ったり、崇元寺跡保存整備事業について報告を行っております。又、令和元年度に首里城火災に伴う本市文化財、施設への影響についての報告、又、令和元年度埋蔵文化財発掘調査の報告、御物グスク調査状況報告、壺屋にございます、新垣家住宅の整備状況の報告等をおこなって、ご審議いただいている所でございます。

仲本委員 今回は、識名園の計画策定なのでプラスして、そういった学識者を追加でということですね。分かりました。ありがとうございます。

山城教育長 仲本委員、よろしいですか。

仲本委員 はい。

山城教育長 ちょっと関連して、僕のほうから確認させてもらって良いですか。今回は、識名園の保存活用計画を策定するにあたり、委員を追加するという考え方になりますか。それは、臨時委員ではないということですか。

上原課長 先ほど、すこし説明いたしましたけれども、文化財調査審議会12名以内の委員で構成するとなっております。今、11名を委嘱しております。その中で、新規で識名園保存活用計画というところで、専門の永松先生を加えて12名、臨時委員ではなくて、審議会の委員として委嘱するという予定になっております。

山城教育長 因みに、これまでは12名いっぱい居た訳ではないんですか。

上原課長 臨時委員の方を含めると12名いらっしゃったんですけれども、この臨時委員で

はなくて、審議会の委員ということでは、11名ということになっております。

山城教育長 もう一つ、教えてもらいたいんですが、2ページの、委員の一覧の備考の中に、例えば2番と11番の方は、臨時委員、矢印で、審議会新規という書き方がされているのは、これはどういう意味なのか、教えてもらって良いですか。

上原課長 今、お話のありました2ページ、2番の前田委員と11番の宮城委員につきましては、その任期の前までは、臨時委員として委嘱しておりましたが、その任期が切れましたので、改めて審議会委員として委嘱したという形になっております。

山城教育長 はい、分かりました。ほか、いかがでしょうか。山城委員、お願いします。

山城委員 識名園の保存活用計画ということなんですが、今、識名園は庭園として施設がありますよね。これから計画を策定するんですけど、例えば保存活用というと、どのようなイメージがあるのでしょうか。

山城教育長 はい、お願いします。

上原課長 今まで、文化財保護行政という中で、保存ということが、非常に重きを置かれていたかというふうに考えております。只、昨今の状況の中で、文化財保護法の改正があったり、という中で、保存だけではなく、活用、文化財というのを広く市民に、県民に、国民に知ってもらい、活用してもらいという視点が出て来たのではないかと思います。この中で保存だけではなくて、保存活用計画というところで進めて行くという流れになっています。

山城教育長 山城委員、どうぞ。

山城委員 活用というのは、どういったイメージですか。

山城教育長 はい、お願いします。

上原課長 今まで、保存というと、例えば、これをやってはいけないとかですね。これは出来ませんとか、保存に重きを置いたようなことだったかと思うんですけども、それだけではなくて、例えば、識名園ですと、今でも、行っているんですけども、結婚式の写真撮影であったりとか、お茶会であったりとか、それを更に、ほかの方法が出来ないか、ということであったり、広がりを持てないかということを考えながらやって行くところかなというふうに思っております。

山城委員 はい、イメージが湧きました。ありがとうございます。

山城教育長 ありがとうございます。ほか、いかがですか。二木委員、お願いします。

二木委員 実際に、こういう審議会というのは、どのくらいの頻度で、例えば、今年、去年あたりは、どのくらいの頻度でおこなわれていたんですか。

山城教育長 はい、文化財課、お願いします。

上原課長 これまでは、年に1度程度ということになっているんですけども、今回の、識名園保存活用計画につきましては、今年度2回、次年度も2回ということで、4回にわたって、識名園保存活用計画というところで行う予定になっています。

山城教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 具体的な、識名園に関するテーマで、活用の仕方について審議していただくということですか。

上原課長 はい、そのような形になります。

山城教育長 よろしいですか。安里委員、お願いします。

安里委員 識名園は世界遺産等での理解を深めるためにも、そういった活用というのは、凄く重要なんだろうということで、様々な活用してほしい。また、子ども達がそこで13歳お祝いをしたりとか、やっているとは思うんですけど、そういった活用の計画を進めて行く上で、今回、永松委員が非常にベストだというふうにして捉えて良いんですよ。

山城教育長 よろしくをお願いします。

上原課長 はい。今、審議会は県内にいらっしゃる方々が主になっておりまして、永松委員につきましては、専門が庭園史というところと、県外のいろいろな庭園の研究もされていますので、又、その違った目線で識名園の保存活用についても、ご意見をいただけるかということで、我々としては、適任だというふうに考えております。

安里委員 はい、ありがとうございます。

山城教育長 永松委員は、どちらに住まわれているんですか。

上原課長 委員は、今、九州のほうにお住まいでいらっやいます。

山城教育長 それでは審議会がある時は、九州から来ていただくということですか。

上原課長 基本的には、そのように考えております。

山城教育長 これは旅費等の負担も、当然やるというようになる訳ですね。

上原課長 はい、そのとおりです。

山城教育長 ほか、いかがですか。はい、それでは質問等ないようですので、議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしと認めます。議案第24号「那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで非公開を解きます。それでは以上をもちまして、令和5年度第12回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第24号	那覇市文化財調査審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第25号	令和5年度那覇市一般会計第6号補正に関する意見書について	原案どおり可決